

学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議 報告書

# 学校ネットパトロールに関する 取組事例・資料集

教育委員会等向け

平成24年3月



文部科学省

# 第3章

各地の学校ネットパトロールの取組事例

## 1. 京都府教育委員会

<特徴> ・民間企業に委託

### I 実施の背景について

#### 1. 学校ネットパトロールの実施に当たっての経緯

本府は児童生徒の携帯電話所持率が比較的高く（府…【小6】31.6%【中3】67.3% 全国…【小6】30.1%【中3】58.2% 平成22年度全国学力学習状況調査）、ネットいじめやインターネットを介した問題事象も増加傾向にある。

平成20年度に府内の小・中学校に対して「ネットいじめアンケート調査」を行い、調査結果を反映した保護者向け啓発資料及び教師向け情報モラル指導資料を作成し、未然防止、早期発見・早期対応に取り組んだ。また、府教育委員会HPに「ネットいじめ通報サイト」を開設し、通報された情報を学校での指導に活用してきた。

しかし、児童生徒によるインターネットの利用実態を詳細に把握するのは難しく、十分な対策といえない状況であった。そこで、平成21年度に利用実態を把握するため、試験的に民間企業へネット監視を委託し、府内（京都市除く）全中学校・高等学校を対象に調査を行った。その結果、半数以上の中学校とすべての高等学校において注意を要する投稿（個人情報の掲載、飲酒喫煙等告白、誹謗中傷等）が検出されたため、ネット対策を強化する方向で検討を進め、平成22年9月より企業委託によるネット監視を実施することとした。

### II 実施の内容について

#### 2. 実施対象（地域、学校種、学校名など）

府内（京都市を除く）の全公立小・中・高等学校・特別支援学校  
（小学校239校、中学校99校、高等学校46校、特別支援学校11校 計395校）

#### 3. パトロールの対象とするサイトはどのようなものか

サイト種別…BBS（スレッドフロート型・独立型）・ブログ・プロフィール・ゲーム・SNS・リアル・HP作成サービス

※ 学校や「ネットいじめ通報サイト」から報告のあったサイトを随時監視対象に追加。

#### 4. パトロールの手法（検索手法、検索用語など）

- ・ 携帯電話・パソコンを用い、検索サイトで検索。
- ・ 対象校へアンケート調査を実施し、地域情報（駅、ショッピングセンター、特徴的な施設等）、学校固有の情報（愛称・行事・校訓・施設等）などを検索用語として使用。

## 5. パトロール以外の取組内容

- ・ 平成20年度、府内の小・中学校に対し「ネットいじめアンケート調査」を実施し、その実態を踏まえ、教師向けの情報モラル指導資料を作成・配布。
- ・ 平成20年度、府教育委員会のHP上に「ネットいじめ通報サイト」（平成20年6月～）を開設。周知用カードを作成し配布。通報された学校裏サイトや不適切な投稿等の情報を関係機関へ提供し、監視や削除等の対応を要請。
- ・ 平成20・22・23年度に、ネット監視結果等を反映した保護者向け啓発資料を作成し配布。保護者説明会やPTA主催の学習会等で活用。（府教育委員会HPに掲載）
- ・ 平成22・23年度に、委託企業を講師とし、生徒指導担当者の研修会を開催。

## III 実施体制について

### 6. 学校ネットパトロールを実施する体制について

#### (1) 学校ネットパトロール業務の委託先について

民間企業に委託。

#### (2) 委託先において、実施にかける人員

業務責任者1名・現場指示者1名・作業員2名。

#### (3) 学校ネットパトロールの実施の頻度

委託企業の監視システムにより、通常は週5日（1日8時間）、危険度が高く継続監視の必要な投稿については、24時間監視。

#### (4) 学校ネットパトロールに使用するPCや携帯電話等の設備面の用意について

委託企業の専用PC2台、携帯電話1台で検索。

#### (5) 予算の措置状況

平成22年度は予算5,000千円、平成23年度は予算7,000千円を措置。

#### (6) 委託元における人員の用意について

府教育委員会学校教育課・特別支援教育課・高校教育課の生徒指導担当指導主事及び各教育局指導主事（5名）の8名が事務を担当（主担当は学校教育課）。

#### (7) 委託元の担う役割について

- ・ 監視システムの円滑運用に向け、対象校を所管する各課・市町（組合）教育委員会と委託企業との連絡調整を行うこと。
- ・ 監視結果を反映した啓発資料の作成や学習会・研修会等を実施すること。

### 7. 実施体制を決めるに当たっての経緯、実施体制について工夫した点

## (1) 実施体制を決めるに当たっての経緯

民間企業への委託、府教育委員会内の人材や学生ボランティア等の活用、ネット監視ソフトの導入等について比較検討を行った。他地域の先進的な取組や民間企業の情報を収集し、検討の結果、以下の理由により民間企業へ委託することとした。

### ア 効率的に検索するには専門知識が必要

児童生徒のインターネット利用傾向は、流行や技術の進歩に影響されるため、最新の利用傾向に即した監視が必要である。また、検索したサイトから、さらにリンクをたどって個人を特定したり、固有の隠語・略語を理解し、違法・不良行為などを見逃さず検索するには、専門的な知識が必要である。

### イ 専門的な助言を得ることが可能

個々の事案の具体的な対応方法について、専門的な助言を得ることが可能である。

### ウ 緊急対応が可能

生命に関わる危険度の高い事案が発生した場合、24時間監視が可能である。

### エ 全国的な傾向の把握が可能

全国的な業務実績のある企業に委託することで、今後の事業に資する情報を得ることが可能である。

## (2) 実施体制について工夫した点

個別事案の解決だけでなく、各学校の課題対応能力の向上を目的とした。

そこで、企業にすべてを任せるのではなく、学校及び教育委員会が主体的に企業の専門性を活用できるよう、次の3点を原則とした。

- ① 検出された投稿には、必ず委託企業の技術的アドバイスを添付して、所管の教育委員会へ報告すること。
- ② 学校及び教育委員会は、①をもとに当該児童生徒の指導を行い、保護者協力の上、削除等の対応を行うこと。
- ③ 該当者が不明の投稿や技術的に対応が困難な場合は、学校及び教育委員会が委託企業の開設する「専用相談窓口」に相談し、削除等の対応を行うこと。

## 8. 委託先と委託元、学校、警察、保護者等の役割と連携の在り方

**【巡回調査】** 対象校に関する問題投稿を検出し、リスクレベルに分類して報告。

(全対象校を1巡/月)

リスク高…即時、警察消防等関係機関・府教育委員会へ報告。

リスク中…週1回、府教育委員会・各教育局・市町(組合)教育委員会へ報告。

リスク低…月1回、府教育委員会・各教育局・市町(組合)教育委員会へ報告。

**【対処方法のアドバイス】** 検出した問題投稿に、削除要請等の対処方法についてのアド

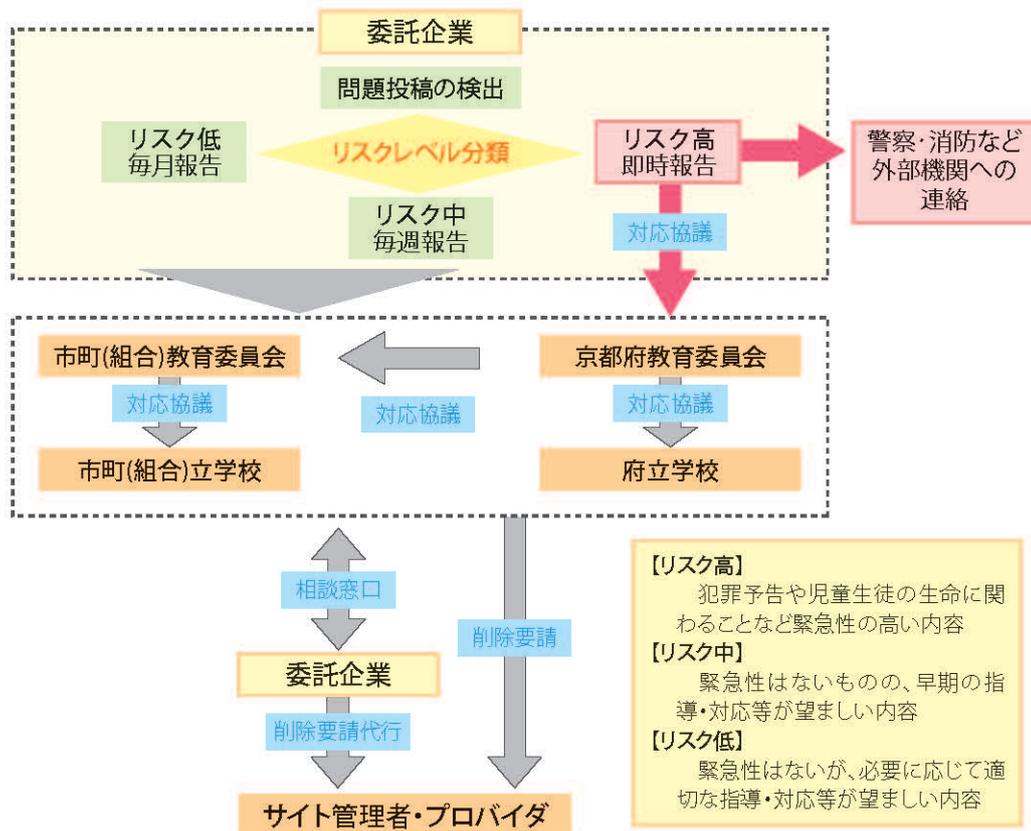
バイスを添付し、委託企業より当該教育委員会へ報告。

【専用相談窓口の設置】委託企業が対象校及び所管教育委員会から質問や相談をメールで受け付ける「専用相談窓口」を設置。

【削除等の対応】削除が必要と判断される投稿は、学校等の指導により、投稿者本人、保護者及び関係者が削除することを原則とする。投稿者が不明な場合等、削除が困難な場合には、委託企業により削除要請を代行。

【緊急時の対応】生命に関わるなど緊急性の高い内容を検出した場合は、府教育委員会設置の緊急連絡網により連絡し、対応を指示。

## 8-2. 役割と連携の在り方に基づいた具体的な対応事例について



### (1) 対応事例 1

#### ア 対応した事案の種類

インターネット上の掲示板等における特定の児童生徒への誹謗中傷

#### イ 対応した事案の内容

「〇〇中裏サイト」という掲示板を検出。同サイト内で当該校生徒を誹謗中傷する投稿を複数確認したため「リスク中」として、所管教育委員会へ報告。委託企業

と当該校及び所管教育委員会が連携してサイトを閉鎖。

#### ウ 対応の流れ

掲示板への投稿から個人を特定することができず、全体指導を行ったが、投稿が続いた。学校からサイト管理者（掲示板作成者）に削除依頼を要請したが、応答がなかったため、委託企業の専用相談窓口を活用して対応を相談。委託企業のアドバイスをもとに、掲示板作成サービスを行っている運営会社に対し、禁止事項（誹謗中傷に該当する投稿はしない）に違反する投稿があることを相談し、運営会社が本サイトを閉鎖した。

### (2) 対応事例 2

#### ア 対応した事案の種類

インターネット上における福祉犯と児童生徒との接触

#### イ 対応した事案の内容

府内女子中学生の作成したサイト上で当該生徒へ援助交際を呼びかける投稿を検出。直ちに当該生徒の特定及び指導を行い、サイトを削除。警察へ情報提供。

#### ウ 対応の流れ

投稿の内容から明らかに援助交際を呼びかける投稿を複数検出。「リスク高」として、委託企業より府教育委員会へ即時報告。府教育委員会より警察へ情報提供。委託企業による24時間監視実施。当該生徒を特定し、学校が保護者協力の上で指導を行いサイトを削除。なお、本件は、他地域の女子中学生に対しても、同一人物から援助交際を呼びかける投稿が検出されたため、所管教育委員会と連携し対応。

### 9. 委託した外部人材と、児童生徒や保護者との間で、トラブルや問題となったケースがあるか

現在のところなし。

### 10. 委託先に対し、守秘義務を課したか

契約時に個人情報の収集・利用・提供は、業務履行に必要最小限の範囲で行い、個人情報保護に関する法令及び条例等を遵守する義務を課している。

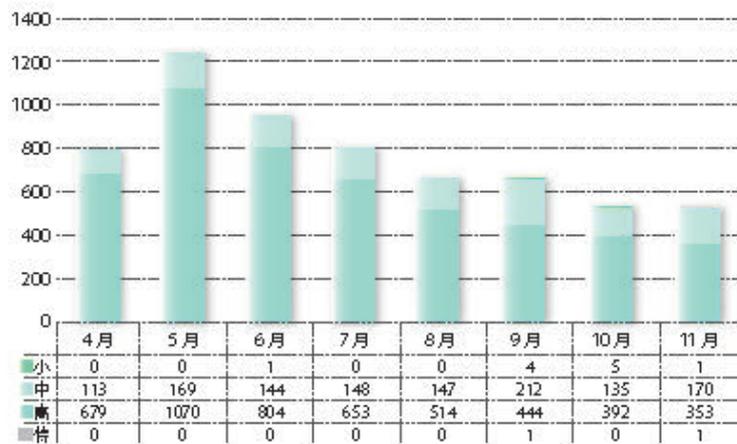
## IV これまでの成果と今後の課題

### 11. 成果

次頁グラフのとおり、検出件数は減少傾向にある。また、右表のとおり、検出された投稿を削除等（削除率78.7%）の対応につなげ、児童生徒の指導に役立てている。平成22年9月より本業務を実施し、定期報告、指導要請、対応協議を重ね、監視結果の周知、

保護者啓発資料の作成・配布、学習会・研修会等の実施により、携帯電話やインターネット利用の在り方について学校関係者や保護者の意識は高まりつつあると考える。

検出内訳（平成23.4～11月）	
検出された投稿総数	6,160
個人情報に関する投稿数	5,646(91.7%)
総件数の内、リスク中・高の投稿数	122
リスク中・高のうち削除された投稿数	96(78.7%)



## 12.今後の実施に当たって課題となる点

- ・ 民間企業への委託は、経費が高いため、業務を継続していくためには、対象校種や調査期間の見直しなど、常に対費用効果の観点から業務内容を精査することが必要である。
- ・ 学校や所管教育委員会へ報告された情報が、セキュリティの問題から現場のPCで確認できないケースや、携帯電話のみに対応したサイトは、個人の携帯電話で確認するなど、委託元の設備面の充実が必要である。
- ・ 今後、スマートフォンの所有率が高くなり、インターネットの利用範囲が広がることで、児童生徒に関するトラブルの増加が予想される。

## 13.その他特記事項

本業務を実施するに当たり、同じ課題を持つ京都市教育委員会と協議し、府と市が同じ監視システムを導入して効率的に業務を進めることにした。また、平成23年7月に、共同で保護者向け啓発資料を作成し、府内国公立小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒をとおして保護者へ配布したところである。

ネットいじめのような新たな課題への対応は、実績のない中で、情報収集、手法の比較検討、運営システムづくり、啓発活動などを行うことになる。その点で、先行実施している地域や同じ課題を持つ隣接地域と情報を共有し、協調して効率的に業務を進めることの必要性を強く感じている。

